

令和6年 当署管内の労働災害発生状況 令和6年12月末現在速報値

～休業4日以上死傷病災害は減少傾向も、転倒災害は増加！～

令和6年12月末現在の当署管内の労働災害発生状況がまとまりました。

全産業死傷者計	495件 (前年同期比 - 89件、 - 15.2%)
(新型コロナウイルスを除く)	435件 (前年同期比 - 22件、 - 4.8%)
うち転倒災害	142件 (前年同期比 + 10件、 + 7.6%)
死亡災害	1件 (前年同期比 - 2件)



第14次労働災害防止計画における当署の労働災害の減少目標では、「死傷災害について増加傾向に歯止めをかけ、減少に転ずる(年2%ずつ減少)」、「死亡災害ゼロを目指す」、また、「転倒災害について増加に歯止めをかけ、2022年と比較し2027年までに10%以上減少させる」としているところであり、死傷災害については減少傾向を維持できましたが、死亡災害、転倒災害とも減少目標からすると厳しい結果となっています。

令和7年がスタートしました。本年も死亡災害ゼロ、死傷災害の減少、転倒災害の減少に向け、当署では種々の施策を展開してまいりますので、皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

安全衛生関係の報告等の各種報告について電子申請が義務化されています！

電子申請に当たっては 労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。



厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

本年1月より、次の届出の電子申請が義務化されています。皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告
- 事業の附属寄宿舎内での災害報告

義務化されるもの以外にも...

- 足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届 (労働安全衛生法第88条に基づく届出)
 - 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
 - 特定元方事業者の事業開始報告
- など多くの届出等が電子申請可能です



スマートフォンからの電子申請も可能です / 入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから厚生労働省HPにリンクします

岩手県最賃(時間額952円)のほか特定(産業別)最低賃金が適用されています！

岩手県最低賃金は令和6年10月27日から時間額952円が適用されていますが、以下の4つの産業には、特定(産業別)最低賃金が適用されています。

産業名	時間額	効力発日
鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業	1,008円	令和7年1月22日
光学機械器具・レンズ、時計・同部品製造業	985円	令和7年1月22日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	975円	令和7年1月22日
自動車小売業	1,004円	令和7年1月22日

岩手県最低賃金 令和6年10月27日発効 時間額 952円

- ※すべての労働者は、雇用する労働者(パート・アルバイト・学生を含む)に労働基準法上の義務を負わなければならない。特に労働基準法より、労働基準法を準拠と取得する労働者の適用が定められている。
- ※、労働基準法第17条に基づき、労働基準法を準拠と取得する労働者の適用が定められている。
- ※、労働基準法第17条に基づき、労働基準法を準拠と取得する労働者の適用が定められている。
- ※、労働基準法第17条に基づき、労働基準法を準拠と取得する労働者の適用が定められている。

岩手県の特定(産業別)最低賃金

産業名	時間額	効力発日
鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業	1,008円	令和7年1月22日
光学機械器具・レンズ、時計・同部品製造業	985円	令和7年1月22日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	975円	令和7年1月22日
自動車小売業	1,004円	令和7年1月22日
その他の産業	952円	令和6年10月27日

各種商品小売業、百貨店、総合スーパーでは岩手県最低賃金(時間額952円)が適用されます。

2月は「化学物質管理強調月間」です！～今年度から新たに始まります～

化学物質管理強調月間スローガン **正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう**

化学物質の管理については、国が行う化学品の危険性・有害性の分類（**GHS分類**）で危険性・有害性が区分されている物質**全てを対象**として、事業者が危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を事業者自らが適切に選択、実施すること（**自律的管理**）を基軸とする新たな規制が導入されています。これに伴い、対策を講ずべき事業場の範囲は第三次産業を含めた幅広い業種に拡大し、皆様の事業場でも新たな化学物質対策への取組が必要となるとともに、毎年2月が全国的に「**化学物質管理強調月間**」となりました。この期間に皆様の事業場でも危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識を高め、化学物質管理活動の定着を図りましょう。

新たな規制のポイント

- ・ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加すること（GHS分類済約2900物質+順次追加）
- ・リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすること
- ・化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させること（**保護具着用管理責任者の選任**）
- ・自律的管理に向けた実施体制を確立すること（**化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成、保存（最低3年間）**）
- ・衛生委員会の付議事項へ化学物質管理の実施状況を追加、化学物質に関する危険・有害性に係る雇入れ時教育の実施（全業種）



化学物質規制
パンフはこちら



令和6年度化学物質管理強調月間実施要綱

1. 趣旨

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は多岐にわたる。その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。また、化学物質による健康4日以上の労働災害（がん等の慢性疾患を除く）の発生、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働安全第39号）等の特別規制による規制の対象とならない物質に該当するものが多数を占めている。

これらを踏まえ、特別規制による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達と仕組みの整備・拡充を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入したところである。

こうした規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大され、令和6年4月1日から約2,900物質が規制対象となるが、これに伴い、対策を講ずべき事業場の範囲が、従来の製造業中心から第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大する。また、業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質を管理させる必要がある。化学物質管理の知見が十分でない第三次産業の事業場や中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要となる。

また、国際的には、「化学物質に関するグローバル枠組み（GFCF）—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界—」（第5回国際化学物質管理会議）において、多様な分野（環境、経済、社会、保健、農業、市場等）における多様な主体（政府、民間組織、市民社会、産業界、学術界等）によるライフサイクル（製造から製品への使用等を経て廃棄まで）を越えた化学物質管理が求められていること、国内の化学物質管理において関係者が連携し相乗効果を高めることが必要である。

このような背景を踏まえ、厚生労働省は、経済産業省、農林省等の関係行政機関、災害防止団体等安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を経て、令和6年度化学物質管理強調月間を、以下のスローガンの下で展開することにより、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることとする。

正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう



実施要綱は
こちら
自主点検内容は
こちら



化学物質の自律的管理に関する自主点検表

▽ 分からない場合は、**解説** やリンク先の情報等を参照して確認をしましょう。

① 事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（RA）対象物であるかを把握していますか。

解説 化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。令和6年4月1日時点のRA対象物は**こちら**のリストをご覧ください。また、令和7年4月1日に約700物質、令和8年4月1日に約300物質が追加される予定です。追加物質については、以下の一覧表を確認してください。
[化学物質安全体性に基づくラベル表示・SDS交付の義務対象物質一覧](#)

② 化学物質管理者を選任していますか。

解説 令和6年4月1日からRA対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。化学物質管理者とは、化学物質の自律的管理のキーパーソンです。化学物質管理者の選任については、以下のGMAの10ページに記載のNo.2-1-1, 2-2-2をご覧ください。
[化学物質による労働災害防止のための取組に関するGMA](#)

③ RAを実施していますか。

解説 リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じおそれる程度を評価し、リスクの低減対策を検討することです。下のGMAも参照してください。
Q1-1 [化学物質安全体性に基づくラベル表示を行っていないか。](#)
Q1-2 [リスクアセスメントによるばく露管理を実施しているか。](#)

厚生労働省では、RAの実施を実現するための業種別マニュアルの作成を進めています。次のマニュアルに従ってRAを実施した場合は、右上の□に✓をつけてください。
[業種別における化学物質安全体性評価におけるリスク管理マニュアル](#)

④ RAの結果に基づきリスク低減措置を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
解説 法令に準ずべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。下のGMAも参照してください。 Q1-1 リスクアセスメント実施結果のリスク低減措置の取組が適切か。 Q1-2 リスクアセスメント結果に基づいたばく露管理を実施しているか。	<input type="checkbox"/>
⑤ 安全データシート（SDS）とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
解説 化学物質を取り扱う労働者がSDSを閲覧できるような環境を整え、労働者に教育や周知を行う必要があります。下のGMAも参照してください。 Q1-1 労働者にSDSを閲覧できるようにしているか。 Q1-2 労働者にSDSの内容を説明しているか。	<input type="checkbox"/>
⑥ 保護具を使用している場合、保護具着用管理責任者を選任していますか。	<input type="checkbox"/>
解説 保護具着用管理責任者の選任については、以下のGMAの11ページ以降に記載のNo.2-2-1, 2-2-2をご覧ください。 化学物質による労働災害防止のための取組に関するGMA	<input type="checkbox"/>
⑦ 化学物質の協議・提供を行っている場合、ラベル表示を行い、SDSによる通知を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
解説 化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方にSDSの交付等により危険有害性を通知する必要があります。下のGMAも参照してください。 Q1-1 相手方にSDSを交付しているか。 Q1-2 相手方にSDSを交付しているか。	<input type="checkbox"/>

外国人労働者の労働条件、安全・健康を確保しましょう！

外国人労働者（技能実習生を含む）が増加しています。その一方で、低賃金で雇用しているケース、無資格就労、寄宿舎などの問題も散見されます。また、労働災害に遭う方もおり必要な安全衛生教育が十分に行われていない点も指摘されています。

厚生労働省では、外国人労働者の適正な雇用、労働条件、安全・健康を守るため、各種資料を提供していますのでご利用ください。

外国人労働者の安全衛生対策

建設業に従事する外国人労働者向け教材

外国人雇用はルールを守って適正に

外国人労働者労働条件ハンドブック

